

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0630 第 2 号
令和 7 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 7 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について

1 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(1)イを次のように改める。

イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(2)イを次のように改める。

イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

3 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(5)イを次のように改める。

イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) クラミジア・トラコモチス核酸検出 ア (略) イ クラミジア・トラコモチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。 <u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u> (2) 淋菌核酸検出 ア (略) イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) クラミジア・トラコモチス核酸検出 ア (略) イ クラミジア・トラコモチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。 (2) 淋菌核酸検出 ア (略) イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組

み合わせた方法、S D A法、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法又はT R C法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、S D A法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法又はT R C法においては咽頭からの検体も算定できる。また、P C R法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

(3)・(4) (略)

(5) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

ア (略)

イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法、P C R法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、S D A法又はT R C法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法、S D A法、P C R法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はT R C法においては咽頭からの検体も算定できる。また、P C R法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。

(6)～(39) (略)

D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)

み合わせた方法、S D A法、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法又はT R C法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、S D A法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法又はT R C法においては咽頭からの検体も算定できる。

(3)・(4) (略)

(5) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

ア (略)

イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法、P C R法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、S D A法又はT R C法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法、S D A法、P C R法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はT R C法においては咽頭からの検体も算定できる。

(6)～(39) (略)

D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)